

令和4年10月3日

人事院総裁 川 本 裕 子 殿

交流審査会会長 山 本 隆 司

人事院規則21-0（国と民間企業との間の人事交流）の改正について（答申）

- 1 令和4年9月27日付け人企一1183をもって諮問のあった標記の件について、交流審査会は、諮問のとおり改正することを適当と認め、これを了承する。
- 2 本改正に当たっては、人事院において次の点に留意されたい。
  - (1) 官民人事交流の意義及び本件交流基準の見直しの合理性について丁寧な説明に努めること。
  - (2) 交流制限期間の1年間への短縮は最低基準としては合理的である。一方、社会的な影響を踏まえると当該期間を超えてもより慎重な対応が必要と認められる事案等については、人事院が官民人事交流の実施に関する計画を審査するに当たり、各府省に必要な助言・指導を行い、適切な取扱いとなるように努めること。
  - (3) 交流基準については、本件の見直しを含め、運用状況に照らして適切であるかについて常に留意し、必要があると認めるときは更なる見直しを検討すること。

以 上